

第 68 号議案 長崎市介護保険条例の一部を改正する条例

目次

1 条例改正の概要	…… 1 ～ 2 ページ
2 新旧対照表	…… 3 ～ 4 ページ



# 1 条例改正の概要

## (1) 改正理由

介護保険料の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとしているが、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）の改正により本条例第5条第6号アで引用している政令第38条第4項が削られ、同項と同じ内容を定める規定が政令第22条の2第2項として新設されるため、それに伴い本条例を改正しようとするもの。

## (2) 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額の内容

- ア 収用交換などのために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- イ 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- ウ 特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- エ 農地保有の合理化などのために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- オ 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- カ 特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの）を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- キ 上記のア～カのうち2つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

## (3) 施行期日 平成30年8月1日

## 【参 照】

### ●介護保険法施行令（抜粋）

（居宅介護サービス費等の額に係る所得の額の算定方法等）

第二十二条の二 法第四十九条の二に規定する所得の額は、同条各号に掲げる介護給付に係るサービス（以下「介護給付対象サービス」という。）のあった日の属する年の前年（当該介護給付対象サービスのあった日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年。第三項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）とする。

2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

## 2 新旧対照表

現行	改正案
<p>○長崎市介護保険条例 平成12年3月13日条例第1号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 36,700円</p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 61,200円</p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 61,200円</p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 74,200円</p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 81,600円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 94,600円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この条において同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のい</p>	<p>○長崎市介護保険条例 平成12年3月13日条例第1号</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(保険料率)</p> <p>第5条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 36,700円</p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 61,200円</p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 61,200円</p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 74,200円</p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 81,600円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 94,600円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下この条において同じ。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号</p>

ずれにも該当しないもの  
イ (略)  
(7)～(10) (略)

第6条～第17条 (略)

附 則

第1条～第11条 (略)

のいずれにも該当しないもの  
イ (略)  
(7)～(10) (略)

第6条～第17条 (略)

附 則

第1条～第11条 (略)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。